

会 議 要 旨

(1/3)

会議の名称	平成 29 年度第 2 回川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会 会議
開催場所	平成 29 年 11 月 27 日 (月) 午後 2 時 00 分 開会 ・ 午後 3 時 45 分 閉会
開催場所	川越まつり会館 多目的室
議長(委員長・会長)氏名	藤澤副委員長
出席者(委員)氏名 (人数)	水上委員、笠原委員 前田オブザーバー、内田オブザーバー 4 人
欠席者(委員)氏名 (人数)	大久根委員長、是澤委員 2 人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 挨拶</li> <li>3 議事               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 議案第 1 号 平成 29 年度山車修理事業の結果について</li> <li>(2) 議案第 2 号 平成 30 年度山車修理事業の進捗について</li> <li>(3) 議案第 3 号 平成 31 年度以降の山車修理事業の予定について</li> <li>(4) 議案第 4 号 今後の山車修理事業に係る調査報告</li> </ol> </li> <li>4 その他</li> <li>5 次回の予定</li> <li>6 閉会</li> </ol>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議次第</li> <li>(2) 議事説明資料 1~10</li> </ol>

## 議 事 の 経 過

## 1 平成 29 年度山車修理事業の結果について

平成 29 年度の補助事業である元町一丁目の山車上高欄の修理が完了した  
ことについて、事務局から資料を基に報告した。

一部の修理箇所に取り外す予定であった補強部材が再度使用されており、  
事前に委員会で報告した計画と異なっていたが、以前から付いていた部材で  
あること、安全面に関わる部分などを勘案し、今回はやむを得ないも  
のと考えろという結論になった。また祭礼山車としては補強部材自体にも装  
飾をつけるなど、外観上の工夫もするべきという意見があった。

## 2 平成 30 年度山車修理事業の進捗について

①喜多町の山車〈秀郷〉の車軸等、②松江町一丁目の山車本体修理につい  
て、6 月初旬に県費、11 月初旬に国庫の補助事業計画書を提出したことを報  
告した。計画内容は前回の委員会で報告したものから変更はない。

特に②について、複数年かつ高額の修理となるため補助金及び所有者負担  
金に関する確認があった。

## 3 平成 31 年度以降の山車修理事業予定について

①松江町一丁目の山車〈龍神〉の山車本体、②仲町の山車〈羅陵王〉の車  
輪、について審議した。

①については 2-②の審議内容と重なる部分のため省略した。②については  
町内と相談の上見積りを取り、可能であれば平成 31 年度の事業として計画す  
ということ承認された。また、関東で山車車輪の修理が可能と思われる業  
者についての確認を行った。

また、平成 34 年が市制施行 100 周年の年となるため、その年に合わせて  
山車を修理したいという要望が増加するのではないかという点についても話  
し合われた。

## 4 今後の山車修理事業に係る調査報告

事前に 4 町 8 件の修理希望及び破損情報があったため、事務局から資料を  
基に説明した。内訳は以下のとおり。

山車本体関係…3 件、車輪…1 件、幕…1 件、人形…2 件、人形衣装…1 件

このうち委員又は文化財保護課職員が実物を確認したのは人形 1 件、山車  
本体関係 1 件、車輪 1 件、幕 1 件、人形衣装 1 件である。他は今後確認を行  
うとして、確認した中では人形 1 件の破損度合いが高く、最も優先順位がと  
考えられるため、今後も町内と協議していくことになった。

また、山車人形のような文化財は修理によって印象が大きく変わるため、  
どのような修理方針を採るか、復元新調の必要性などについて今後も検討し  
ていくことになった。

人形衣装 1 件については、補修や汚損を取る手段についても、継続調査を

## 議 事 の 経 過

していく予定である。ほかには、彫刻などの小さな欠損についての処置について確認を行った。

## 5 その他

前回の委員会で取り上げた県有形民俗文化財山車1件についての解体調査の報告と修理方針について検討した。不具合の主要な原因を2箇所に絞り修理するということが承認された。

ただ、この山車は文化財指定以降に幾つかの改変が無届けでなされているため、指定文化財についての基本的な考えを改めて周知するとともに、修理等希望がある場合は事前に県に相談をするように、市から所有者によく注意喚起するよう指導があった。

以上